



電子広報誌サービス利用規定

(目的)

当規定は、自治体ドットコム会員規約第 3 条及び第 17 条により定義した個別サービス規定とし、地方自治体の発行する広報誌を電子化するサービスを定義するものである。

(利用者)

第1条 本サービスは、地方自治体の発行する広報誌等を対象とし、地方自治体職員(以下、利用者)が利用可能なものとし、自治体が運営するホームページ(以下、サイト)を通じて住民等にサービスの提供を行う。

2. 利用者がサービス情報を変更する場合(担当者変更、臨時号発行等)には、その内容についてあらかじめ自治体ドットコム事務局(以下、事務局)宛て、様式第 2 号により申請書を提出するものとする。

(サービスの内容)

第2条 事務局が提供するサービスは、契約年度内に発行されるすべての広報誌等を電子化(電子ブック化)し、利用者に提供することとする。

2. 事務局はサービス提供の責任者として利用者に対応するために、電子化されたデータを一定期間保管するものとする。

3. 事務局は第 1 条 1 項に基づき電子広報誌以外の電子化を依頼された場合、同様のサービス提供を可能なものとする。

(サービスの申し込み)

第3条 本サービスを利用するには、会員規約及び当規定内容に同意し、別に定めた(様式第 1 号)により事務局に申し込み、本サービス利用承認を受けた時点で契約締結とする。その成立の確認は事務局より電子メール等で連絡するものとする。

2. 申込者が以下の次号のいずれかに該当する場合には、事務局は当該申込者の本サービス利用を承認しない。

1) 承認後に、その窓口である団体情報及び個人情報都合により変更された場合に、利用者からの変更依頼申請(様式第 2 号)が提出されない場合は、その事情を事務局より報告し、なお改善されない場合は、サービスを中断する場合がある。

2) 自治体ドットコムに加入していない、又は加入の意思がない場合。

3. 本サービスの契約期間は年度単位のため、年度途中からの契約の場合は、利用者は年度初めから本サービス利用開始までの広報誌の電子化についても事務局に依頼することができる。

(利用料金)

第4条 利用者は、本サービス利用申し込み承認後に事務局より発行される請求書に基づき、請求書発行月の翌月末日までに別表1に規定する本サービスの利用料金を支払わなければならない。

事務局は、利用料金の振込受領を確認後、本サービスの提供を開始する。

2. 次年度も本サービスの利用を継続する場合は、契約満了日までに別表1に規定する本サービスの利用料金を支払わなければならない。

3. 納付された利用料金は原則として返還しない。ただし、やむを得ざる事由により、サービス利用申し込みから8日以内に書面(様式第3号)にて申し込みを取り消す場合には、その限りではない。

(契約期間)

第5条 本サービスの契約期間は利用開始日から3月31日までとする。

2. 上記期間満了の1ヶ月前までに事務局・利用者双方から何らの意思表示がない場合には、利用料金の継続支払いを前提にこれを延長するものとし、以後も同様とする。

(入稿時の条件)

第6条 利用者は、本サービスの利用にあたり、広報誌の入稿時に以下の各号に該当するデータの入稿をしなければならない。

1) 入稿する広報誌のデータ形式はPDF形式(テキスト情報を含み、解像度300dpi以上推奨)とする。

2) 広報誌1冊を1ファイルの統合した形での入稿とする。

3) セキュリティー等制限のかかっていないPDFデータとする。

4) 広報誌の更新時には、必ず利用者が事務局へ更新の旨の連絡をし、データの入稿をすることとする。

5) 広報誌データのサイト掲載連絡等は電子メールとする。

(サービスの中断及び停止)

第7条 事務局は次項のいずれかに該当する場合には、利用者の事前承諾を得ることなく、当サイトでの告知と会員へのメールにより、本サービスの提供を中断または停止することができる。

2. 以下の各号のいずれかに基づいて本サービスを中断または停止したときには、受領済みの利用料金は返還しない。

1) 本サイトのシステムについて、定期または緊急の保守が必要な場合

2) 天災地変、火災または停電等の非常事態が発生した場合

3) 利用者が正当な事由なく支払期日までに利用料金を支払わなかった場合

4)その他、本サービスの運用上、一時的に中断するのが妥当と事務局が判断した場合

(サービス内容の変更)

第8条 事務局は、利用者への事前通知なく本サービスの内容の追加または部分的改廃をすることができる。

2. 事務局は、提供された広報誌データが提供者の利便性や自治体宣伝につながると想定される場合は、利用者に電子メール等で通知し、広報誌の全てまたは一部を自治体ドットコム[®]の運営するホームページ内に掲載することができる。

(権利譲渡の禁止)

第9条 利用者は、本サービスの権利を第三者に譲渡してはならない。

(掲載時における留意事項)

第10条 利用者は本サービスの利用にあたり、以下の各号の内容に留意するものとする。

- 1) 地方自治体の発行する広報誌の内容に一切の変更を加えない。
- 2) 前号の如何によらず、電子化された広報誌が、利用者の指定により他のサイトからリンクされた場合、これは利用者自らが掲載しているものとみなし、事務局は一切の責を負わない。

(機密保持)

第11条 事務局は、利用者から開示された個人情報について、書面による利用者の事前許可なく本サービスの運営以外の目的に使用してはならない。また、これを第三者に漏洩してはならない。

(損害賠償)

第12条 事務局は、本サービスに関して利用者または第三者が被ったいかなる損害に対しても、その賠償の責を負わない。

2. 本サービスの利用によって第三者に損害を与えた利用者は、自らの責任をもってこれを解決しなければならない。
3. 本サービスの利用によって事務局が損害を被った場合、事務局は当該利用者に損害賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

第13条 本サービスの利用に関し、利用者と事務局の間で紛争が生じた場合には、当社の本店所在地の管轄裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 本規定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、利用者と事務局で協議の上、誠意をもって解決するものとする。

(規定の変更)

第15条 事務局は、利用者への予告なく本規定を変更または解消することができる。この場合において、事務局は当該変更または解消内容を速やかに利用者に通知しなければならない。

付 則 この規定は 2009 年 4 月 1 日から施行いたします。

(一部改定 2009 年 6 月 26 日)

(一部改定 2010 年 4 月 1 日)

(一部改定 2011 年 2 月 21 日予告とし 4 月 1 日から施行するものとする。)

(一部改定 2011 年 9 月 27 日)

別表1 電子広報誌等サービス利用料

内容	利用料 (消費税別途)
広報誌の電子ブック化	60,000 円 / 年
自治体刊行物の電子ブック化	個別に協議する

※納期： 定期的刊行物については3営業日内となるが不定期刊行物の場合は別途協議する。